

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 21 環境衛生

##### [環境衛生監視指導]

理容業,美容業,クリーニング業,旅館業,飲食店営業等の環境衛生営業施設については,各個別法令においてそれぞれ公衆衛生上遵守すべき一定の基準が定められており,営業の許可,立ち入り検査等を行うために,保健所等に環境衛生監視員,食品衛生監視員が配置されている。

##### [理容師,美容師,クリーニング師]

理容師,美容師,クリーニング師については,免許資格制度を設けており,養成施設は厚生大臣が指定している。

#### 理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移

理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移

(免許件数：年間，従業者数：各年末現在)

	昭和62年	63	平成元	対前年 増減率(%)
免 許 件 数				
理 容 師	5,283	5,694	5,536	△ 2.8
美 容 師	17,121	17,030	17,077	-0.3
ク リ ー ニ ン グ 師	1,338	1,338	1,563	16.8
従 業 者 数				
理 容 師	251,439	250,993	251,298	0.1
美 容 師	307,786	312,708	314,175	0.5
ク リ ー ニ ン グ 師	75,777	76,157	73,678	△ 3.3

資料：厚生省「衛生行政業務報告」

##### [建築物衛生]

経済の発展,建築技術の進歩等により,室内環境を人工的に調整する構造の大規模で高層の建築物が多く出現するようになってきた。また,これに伴い,こうした建築物内で1日の大半を過ごす人々も増加し,国民の生活環境に占める建築物の室内環境の比重も大きなものとなってきた。

このような事情を背景として,昭和45年4月,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」が制定され,多数の人が使用,利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項が定められ,こうした建築物における衛生的環境の確保が図られている。

#### 環境衛生関係営業施設数の年次推移



## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 22 食品保健行政

---

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために、食品衛生法に基づいて各種の施策が実施されている。

##### [規格基準等の設定]

公衆衛生上の観点から、食品、食品添加物等についての成分規格、製造基準、保存基準及び使用されている食品添加物、製造年月日等についての表示基準等が定められており、これらの規格基準に違反する食品、食品添加物等の販売等は禁止されている。また、化学的合成品たる食品添加物は指定制となっており、指定されていない食品添加物及びこれを含む食品等の販売等は禁止されている。

##### [食品関係営業の規制]

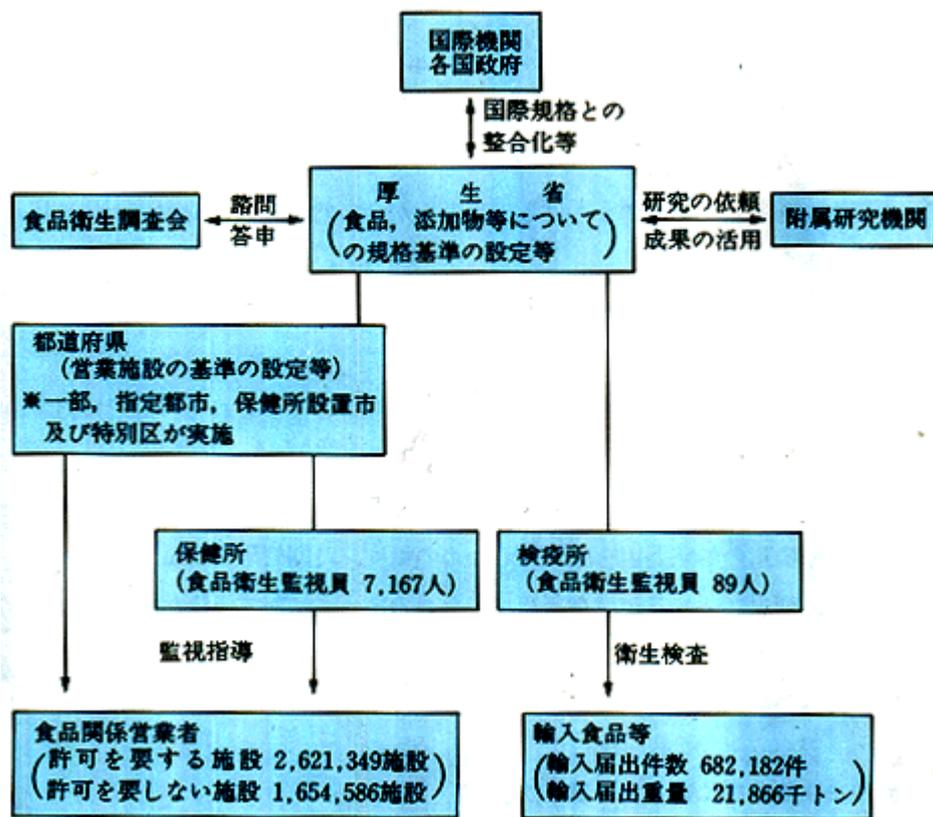
飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい営業については許可制とされており、営業の種類に応じた施設基準が設けられているほか、食品関係営業者一般に管理運営基準の遵守が義務づけられている。食中毒事件の発生等衛生上の観点から問題のある営業者に対しては営業停止等の行政処分を行えることとなっている。

##### [食品衛生監視業務の実施]

食品関係営業施設や集団給食施設等において食中毒事件が発生したり、食品衛生法に違反する食品が流通したりすることのないように、全国の保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設等の立入検査や監視指導を行っている。また、輸入される食品等については、輸入時に検疫所の食品衛生監視員が検査や監視指導を行っている。

#### 食品保健行政の概要

食品保健行政の概要



(注) 数値は平成元年末のもの。ただし、輸入届出件数及び輸入届出重量は平成元年のもの。

---

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 23 食中毒対策

---

##### [食中毒発生状況]

平成元年の食中毒発生状況を見ると,事件数が4年ぶりに増加し,1,000件台に近づき,1事件当たりの患者数は39人台で,相変わらず食中毒の大型化傾向がみられる。

原因が判明した施設のうち件数,患者数が多い営業施設は飲食店,仕出屋,旅館である。

また,1事件当たりの患者数が500人を超えた集団食中毒事件5件のうち,3件は学校給食施設,製造所を原因施設としている。

このため,次の諸点に主眼を置き都道府県等におけるこれらの施設に対する監視指導の強化を図っている。

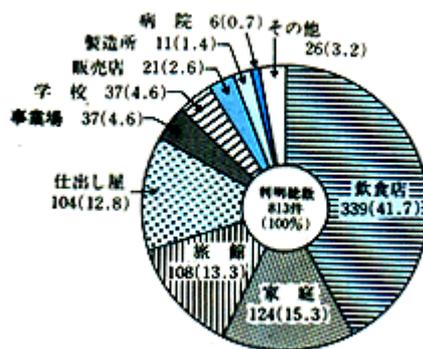
- ・食中毒菌の食品への汚染要因を除去するための衛生管理の徹底
- ・食中毒菌の増殖要因を除去するための温度,時間管理の徹底
- ・食品衛生に関する知識を普及するための従事者に対する衛生教育の実施
- ・発生要因の早期除去,拡大防止を図るための事故発生時における保健所長への緊急連絡体制の確立

##### [サルモネラ菌属による食中毒予防]

欧米諸国においては,サルモネラ菌を原因とする食中毒事件が多発しているが,我が国においても平成元年は,病因物質が判明したもののうちサルモネラ菌属を病因とする食中毒事件は,事件数,患者数はそれぞれ18.6%,20.7%を占めるなど増加する傾向にあることから,サルモネラ食中毒の発生防止については,監視指導を強化するなどの対策を検討することとしている。

##### 原因施設別事件数

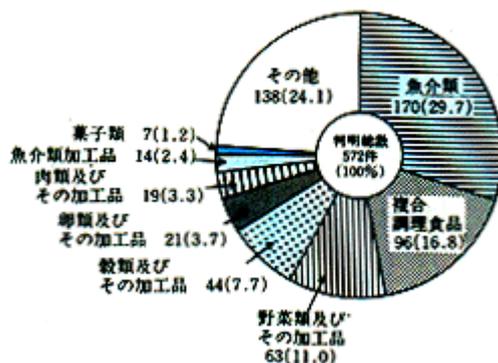
原因施設別事件数  
(判明813 不明114)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(平成元年)

原因施設別患者数

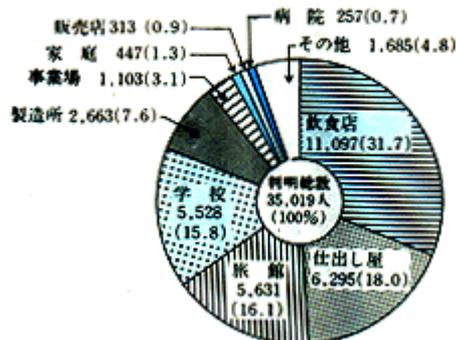
原因食品別事件数  
(判明572 不明355)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(平成元年)

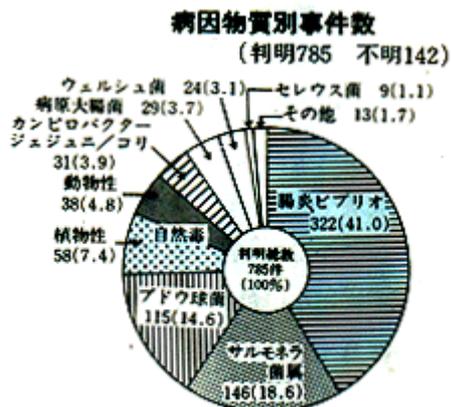
原因食品別事件数

原因施設別患者数  
(判明35,019 不明1,460)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(平成元年)

病因物質別事件数



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(平成元年)

### 食中毒の発生状況の推移

食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	り患率 (人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2
62	840	25,368	5	30.2	20.7
63	724	41,439	8	57.2	33.7
平成元	927	36,479	10	39.4	29.6

資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」

---

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 24 生活化学安全対策

---

##### [家庭用品安全対策]

###### (有害物質の含有量等規制基準)

家庭用品(上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品など)に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため,

- 1)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく有害物質指定
- 2)有害物質を含有する家庭用品について,含有量等の規制基準の設定
- 3)家庭用品衛生監視員による家庭用品の検査,監視,指導

を行っている。

###### (安全衛生自主基準)

家庭用品に含まれる化学物質により健康被害が生じないように,家庭用品の製造や輸入を行う事業者の自主的な安全対策を進めるため,業界団体を指導してきており,これまでにウェットワイパー類,家庭用カビ取り剤,家庭用不快害虫用殺虫剤,家庭用洗浄剤,家庭用シミ抜き剤,一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤,家庭用カビ防止剤についての安全衛生自主基準が作られている。

##### [化学物質安全対策]

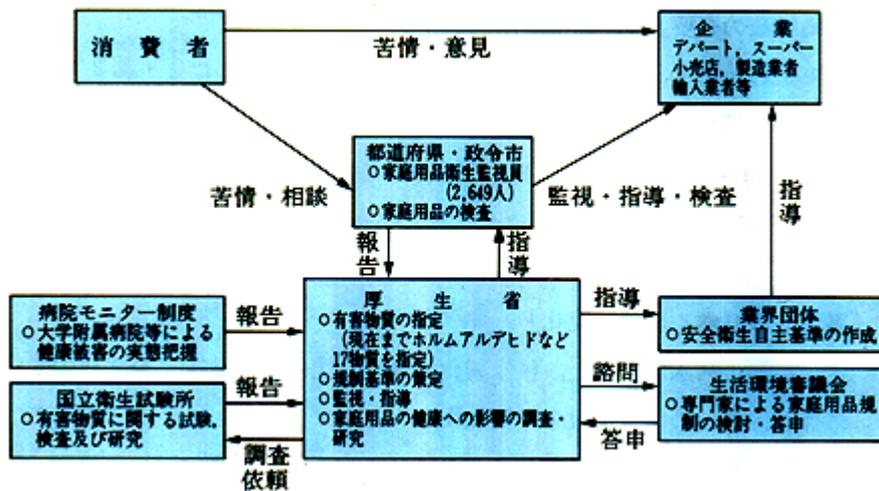
化学物質による環境汚染を防ぐため,新たに製造・輸入される化学物質の事前届出義務や既に製造・輸入されている化学物質の安全性の点検により,

- 1)環境中で微生物等により分解され易いかどうか
- 2)魚介類の体内に蓄積され易いかどうか
- 3)継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれがあるかどうか

により,第1種特定化学物質等に指定し,製造,輸入,使用等の規制を行っている。

##### 家庭用品安全対策行政の仕組み

家庭用品安全対策行政の仕組み



(注) 家庭用品衛生監視員の数、有害物質の指定数は平成元年末現在。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による化学物質の区分

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による化学物質の区分

化学物質の区分		第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	指定化学物質
指定要件	自然的作用による分解性	難分解性	難分解性	難分解性
	生物の体内への蓄積性	高蓄積性	低蓄積性	低蓄積性
	継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれ	あり	あり	疑いあり
	相当広範な環境汚染		あり又はその見込み	
規制内容		製造、輸入使用の原則禁止等	製造、輸入予定数量の届出、必要に応じ数量制限等	製造、輸入の実績数量届出、必要に応じ毒性調査の指示等
指定の例		PCB (トランス等に使用された)、TBTO (漁網等に使用された) 等 9 物質	トリクロロエチレン (溶剤等に使用)、トリブチルスズ化合物 (船底塗料等に使用) 等 23 物質	クロロホルム (溶剤等に使用) 等 50 物質

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 25 墓地行政

##### [墓地行政の概要]

墓地行政については、「墓地、埋葬等に関する法律」により、火葬、埋葬等を行う場合、あるいは墓地、火葬場等の経営を行おうとする場合には、行政の許可を受けること及び墓地等の管理者は必要な事項を行政に報告すること等が定められている。

##### [墓地を取り巻く環境の変化]

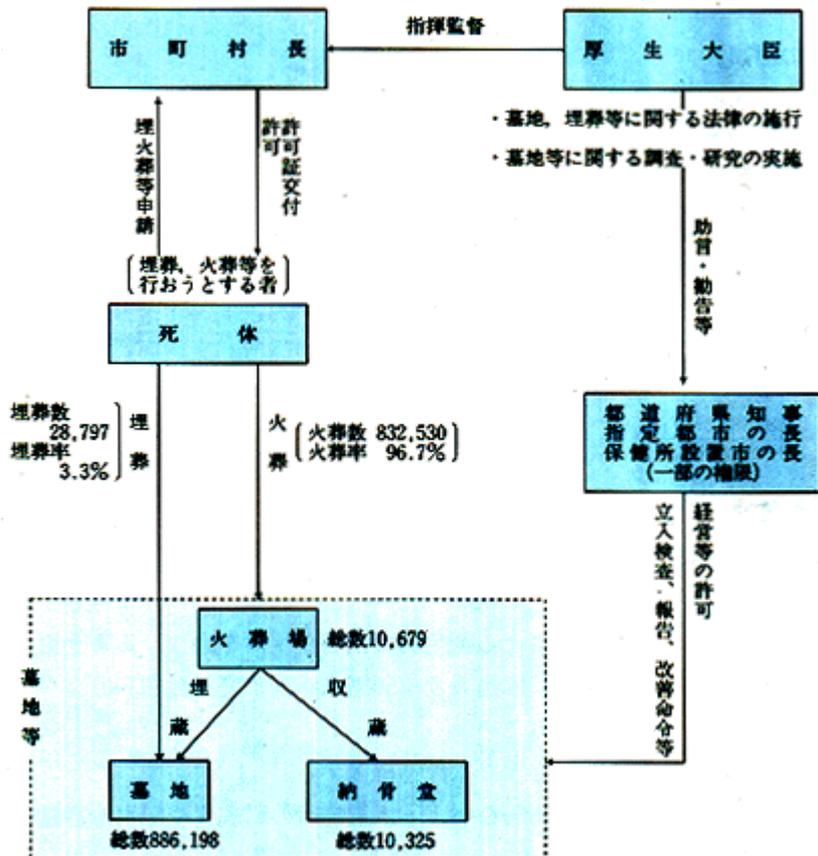
近年、生活水準の向上、核家族化の進展、国民の墓地観、家族観の変化等に伴い、墓地の需要は大きく増加するとともに多様化している。大都市においては、都市化の進展や地価の高騰等により、新たな墓地用地の確保が極めて困難となっている。他方、人口の減少している地域においては、無縁墳墓の増加、墓地の荒廃等の問題が指摘されている。

##### [墓地問題検討会中間報告]

こうした状況を踏まえ、厚生省においては、昭和63年9月に設置した墓地問題等検討会において、平成2年4月中間報告がまとめられ、墓地管理者の資格制度の創設、墓地契約上の紛争を防止するための標準契約約款の策定、「日本墓地標準」(仮称)の策定、関係行政機関の連携、無縁墳墓改葬手続の簡素化等について、具体的な提言が行われた。

墓地、埋葬等に関する法律に基づく行政の仕組み

墓地、埋葬等に関する法律に基づく行政の仕組み



資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」  
 (火葬、埋葬数は平成元年  
 墓地、火葬場、納骨堂の総数は平成元年12月末現在)

埋火葬数の推移

埋火葬数の推移

	昭和55年	60	62	63	平成元
総数	809,613	832,956	828,429	870,358	861,327
埋葬	72,365	45,606	35,605	33,173	28,797
火葬	737,248	787,350	792,824	837,185	832,530

資料：厚生省「衛生行政業務報告」

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 26 水道行政の概要

##### [水道の種類]

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

##### [水道の種類]

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

水道事業	上水道事業 (1,947か所)	・一般の需要に応じて水を供給する事業 ・経営は原則として市町村 ・厚生大臣の認可が必要	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (10,841か所)		給水人口101人以上 5,000人以下
水道用水供給事業 (102か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要	
専用水道 (4,241か所)		101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等設置に当たっては知事による設計の確認が必要	
簡易専用水道 (118,688か所)		ビル、マンション等に設置された受水槽(有効容量10m <sup>3</sup> 以上)を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

(注) か所数は昭和63年度末現在  
資料：厚生省水道環境部調べ

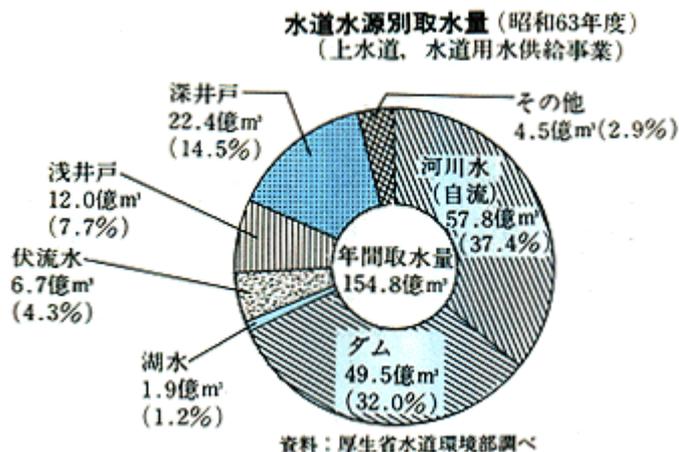
##### [水道の質的向上]

水道の質的向上を図るため、今後次のような方策をとっていくこととしている。

- 1) すべての国民が水道による衛生的で快適な生活を過ごせるよう更に水道普及を進める(現在、水道普及率50%未満の市町村数約300)。
- 2) 水道の安定性を高めるため、
  - ・ 渇水が生じないよう必要な水源を確保する。
  - ・ 災害時にも給水が停止しないよう水道施設の耐震化や配水池容量の増大を図る。
- 3) 安全でおいしい水を供給できるよう、
  - ・ 水質基準を見直し、その強化・充実を図る。
  - ・ 高度浄水施設の整備を図るとともに、特殊な膜を使った新しい浄水処理技術を開発する。
  - ・ 3～5階建ての建物についても受水槽を介さず直結給水が行えるようにする。
- 4) 1)～3)に併せて、
  - ・ 水道に関する情報を積極的に国民に知らせていく。

- ・井戸水等の衛生確保を図る。

### 水道水源別取水量



### 水道水普及率の推移

水道普及率の推移 (各年度末)

年次	総人口(A) (千人)	給水人口(B) (千人)	普及率(B)/(A) (%)
昭和30年度	89,496	28,821	32.2
35	93,419	49,915	53.4
40	98,275	68,242	69.4
45	103,720	83,754	80.8
50	112,279	98,397	87.6
55	116,860	106,914	91.5
60	121,005	112,866	93.3
63	122,817	115,637	94.2

資料：厚生省水道環境部調べ

### 上水道における給水量の推移

上水道における給水量の推移

	昭和40年	45	50	55	60	63
総人口(千人)	98,275	103,720	112,279	116,860	121,005	122,817
給水人口(千人)	56,422	72,361	88,065	97,620	104,135	107,285
1日平均給水量(千m³)	16,618	25,391	32,871	35,623	39,498	41,061
1人1日平均給水量(l)	295	351	372	361	376	379
1日最大給水量(千m³)	21,483	32,644	42,211	45,500	50,193	50,288
1人1日最大給水量(l)	381	451	480	461	477	464

資料：厚生省水道環境部調べ



## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 27 安全でおいしい水の安定的供給

##### [おいしい水道水の供給]

近年、水道水源の水質汚濁が進行し、特に、ダム等貯水池や湖沼の富栄養化に伴うカビ臭等の異臭味問題などから一部水道の水がまずくなってきたとの声が聞かれる。

また、ミネラルウォーターや自然水の人気が高まるなど国民の嗜好が高級化してきており、水道に対してもおいしい水の供給を求める声が高まっている。

安全でおいしい水道水を供給するため、昭和63年度に、新たに高度浄水施設の整備に対する補助制度を創設し、通常の浄水設備では除去しにくいカビ臭にも対応できる高度浄水施設の整備を促進している。

##### [水道水の安全確保]

水道におけるトリクロロエチレン、トリハロメタン等有機塩素化合物の対策について、水質基準を定め全国に通知し、監視測定体制の整備、低減化対策の指導、徹底を図っている。

##### [水道水の安定的供給]

水道水を安定的に供給するためには、必要な水道水源の確保により適切な水需給バランスを図るとともに、渇水や地震等の災害に強い水道施設の整備を図る必要がある。

また、水道施設の計画的な更新も水道水を安定的に供給するためには必要である。

特に老朽化した水道管路の更新は、地震に対する安定性の向上、漏水防止の促進、赤水発生防止に有効な手段であり、厚生省としても老朽管(石綿セメント管)を更新する事業を積極的に推進し、水道水の安定的供給に努めている。

#### 異臭味影響人口の経年変化

(単位：千人)

異臭味影響人口の経年変化

	昭和58年度	59	60	61	62	63
北海道	6	0	0	335	0	242
東北	577	489	349	140	113	20
関東	64	1,126	436	3,090	2,691	2,612
中部	279	76	0	0	5	1
近畿	8,323	4,592	12,168	10,590	10,865	10,193
中国	153	121	7	159	23	1
四国	22	54	3	22	79	99
九州	527	351	470	181	99	463
計	9,951	6,808	13,434	14,519	13,875	13,632

資料：厚生省水道環境部調べ

## おいしい水の水質要件と水質基準

おいしい水の水質要件と水質基準

水質項目	おいしい水の要件	現行の水質基準
蒸発残留物	30~200mg/l	500mg/l以下
硬度	10~100 "	300 "
遊離炭酸	3~30 "	—
過マンガン酸カリウム消費量	3 " 以下	10 "
臭気	3 以下	—
残留塩素	0.4mg/l以下	0.1mg/l以上
水温	最高20℃以下	—

資料：「おいしい水研究会」調べ

## 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化  
(単位：か所数) (各年度末)

年次	総数	上水道	簡易水道	専用水道
昭和40年度	81	55	20	6
45	277	229	38	10
50	85	66	16	3
55	52	38	9	5
60	71	46	21	4
63	68	45	16	7
平成元	59	37	14	8

(注) 昭和40、45年度は、水質汚染による水道被害として、水質汚染事故のほか、一般的な汚濁も含んでいる。50年度以降は、水質汚染事故に限定して調査したものである。

資料：厚生省水道環境部調べ

## 石綿セメント管及び普通鑄鉄管延長とその全延長に占める割合

石綿セメント管及び普通鑄鉄管延長とその全延長に占める割合

石綿セメント管	普通鑄鉄管	全延長
74,170 km (17.4%)	48,571 km (11.4%)	427,492 km

資料：厚生省水道環境部調べ

第2編

第1部

IV 生活環境

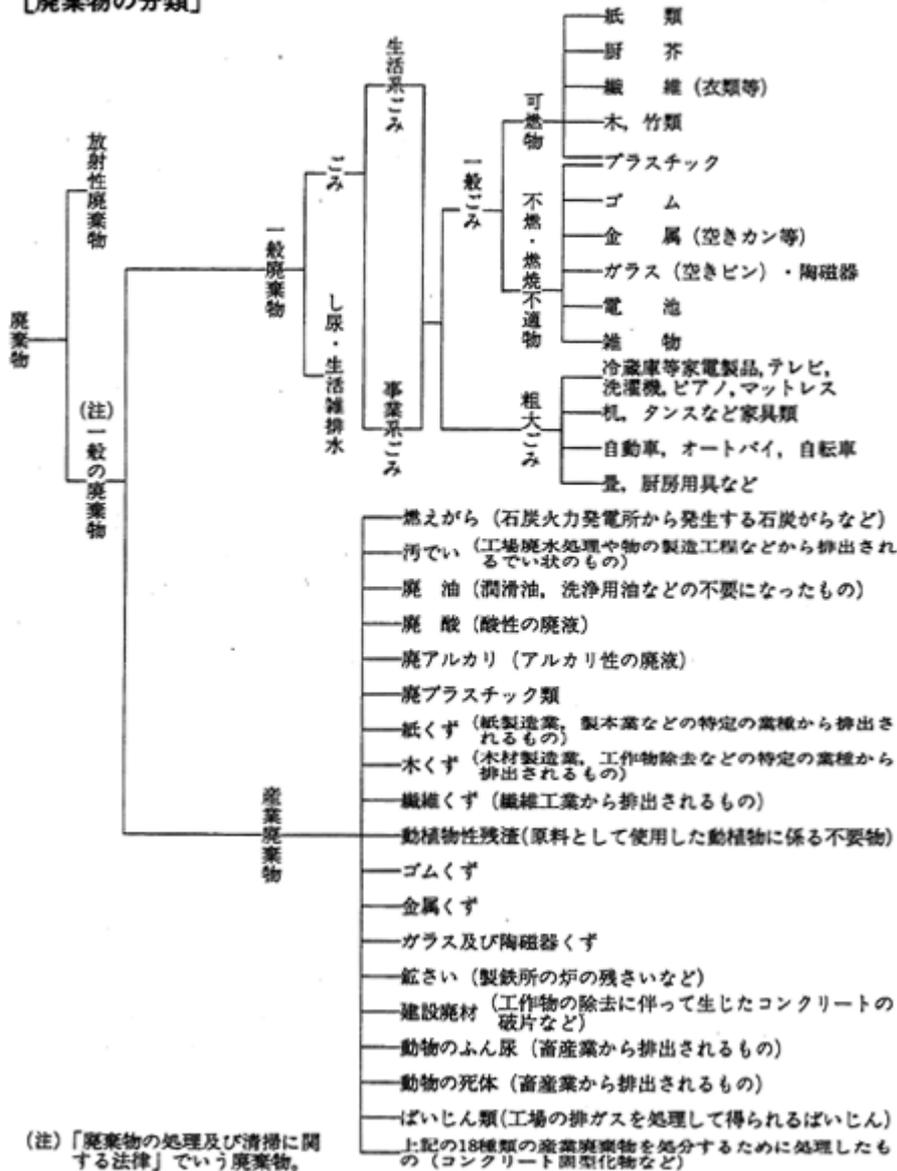
28 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]

[廃棄物の分類]

28 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]



廃棄物の処理体制

廃棄物の処理体制

	廃 棄 物	
	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
国	廃棄物の処理に関する技術開発の推進 都道府県・市町村への技術的・財政的援助	
都道府県	市町村への技術的援助	産業廃棄物処理計画の策定 事業者や産業廃棄物処理業者の 監視・指導 (広域的に処理することが適当で あると認める産業廃棄物の処理)
市町村	一般廃棄物処理計画の策定 一般廃棄物の収集・運搬・処分	(一般廃棄物と合わせて処理でき る産業廃棄物その他処理するこ とが必要であると認める産業廃 棄物(小売店や飲食店などから 排出されるごみなど)の処理)
事業者 <企業>	自らの事業活動によって生じた廃棄物の処理 専門処理業者への委託	

(注) ( )は任意事務

第2編

第1部

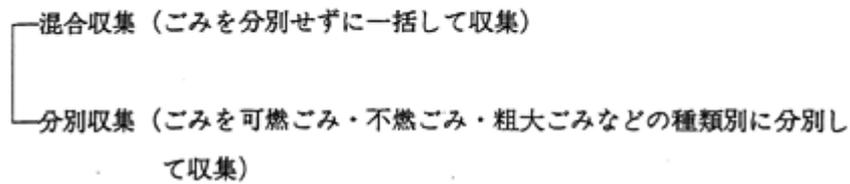
IV 生活環境

29 一般廃棄物(ごみ)の処理

[ごみの収集]

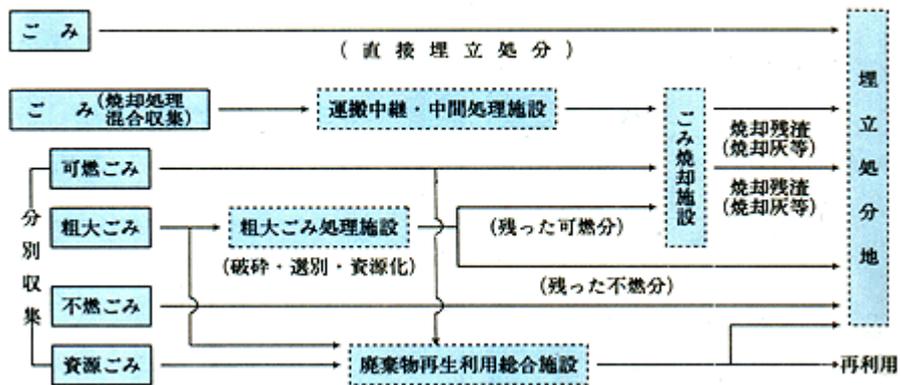
29 一般廃棄物(ごみ)の処理

[ごみの収集]



[ごみの処理方法]

[ごみの処理方法]



ごみ処理の推移 (全国)

ごみ処理の推移(全国)

項目		昭和60年度		61		62		63	
①総人口(千人)		121,267		122,000		122,185		122,648	
②計画処理区域内人口(千人)		120,774		121,801		122,025		122,515	
③計画収集量(t/日)		96,940		99,419		104,273		108,830	
④直接搬入量(t/日)		16,842		18,274		18,489		19,784	
⑤自家処理量(t/日)		5,259		4,905		4,194		3,967	
⑥ごみ排出総量(t/日)		119,041		122,599		126,956		132,582	
⑦1人当たりごみ排出総量(g/人・日)		986		1,007		1,040		1,082	
計画処理量	焼却(t/日)	80,370	70.6	84,548	71.9	89,116	72.6	93,552	72.8
	埋立(t/日)	30,007	26.4	29,008	24.6	28,773	23.4	29,613	23.0
	高速堆肥化(t/日)	172	0.2	154	0.1	131	0.1	153	0.1
	堆肥化・飼料(t/日)	12	0.0	9	0.0	13	0.0	12	0.0
	その他(t/日)	3,221	2.8	3,974	3.4	4,730	3.9	5,285	4.1
⑧計(t/日)	113,782	100.0	117,693	100.0	122,762	100.0	128,615	100.0	
⑨人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)		102,199		104,324		108,467		112,798	
⑩1人1日当たり排出量(g/人・日)		846		857		889		921	

(注) ⑥=③+④+⑤, ⑦=⑥/②, ⑧=③+④, ⑨=③+⑤, ⑩=⑨/②  
 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。  
 総人口は一部市町村の外国人人口が含まれている。

資料：厚生省水道環境部調べ

ごみ埋立処分地の状況の年次推移(全国)

ごみ埋立処分地の状況の年次推移(全国)

年次	埋立処分地数					面積 (千m <sup>2</sup> )	全体容量 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )
	山間	海面	水面	平地	計			
昭和55年度	1,600	36	50	796	2,482	52,086	356,109	191,945
56	1,619	40	48	779	2,486	53,581	403,156	181,578
57	1,612	36	46	778	2,472	53,929	377,583	175,975
58	1,638	34	41	766	2,479	55,094	382,728	170,795
59	1,633	37	38	731	2,439	56,246	403,062	174,216
60	1,630	38	42	721	2,431	60,929	410,096	195,660
61	1,629	36	39	707	2,411	55,698	429,895	197,048
62	1,637	31	35	692	2,395	53,109	423,858	195,108
63	1,628	35	34	676	2,373	49,441	414,278	170,887

資料：厚生省水道環境部調べ

第2編

第1部

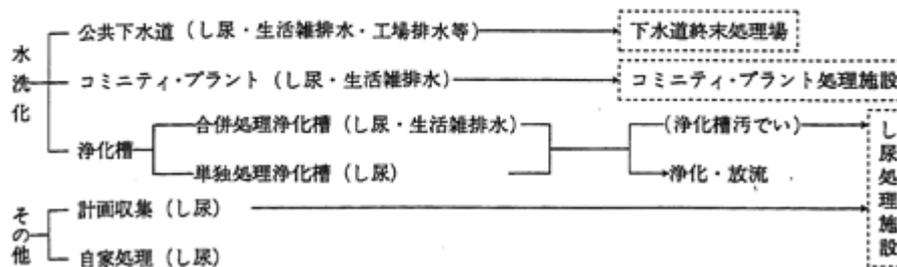
IV 生活環境

30 生活排水対策

[生活排水処理の仕組み]

30 生活排水対策

[生活排水処理の仕組み]



[合併処理浄化槽設置整備事業]

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活排水対策を推進する上で有効な手段であるので、昭和62年度から合併処理浄化槽に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図っているところである。

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

	昭和62年度	63	平成元	2
国庫補助金予算額(億円)	1	5	21	32
事業実施市町村数	55(57)	211(214)	480(484)	751(769)

(注) ( )は、他省庁計上分を含んだ数。  
資料：厚生省水道環境部調べ

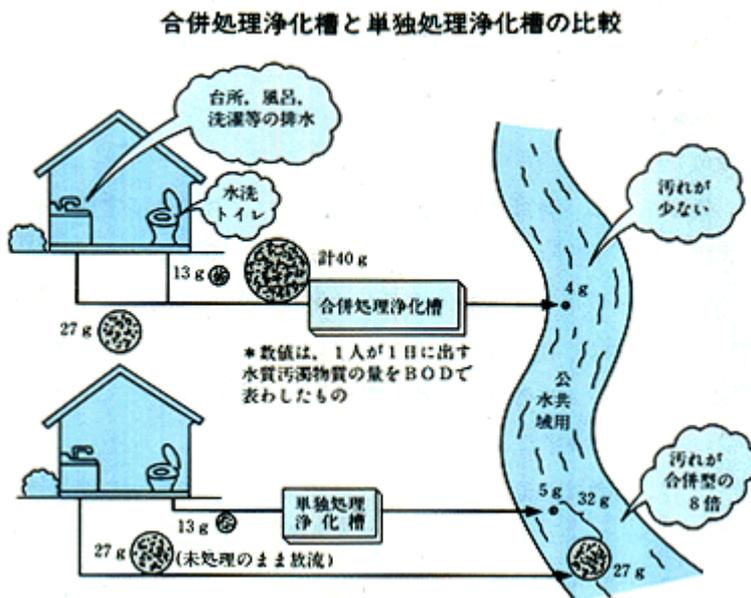
し尿処理の推移(全国)

し尿処理の推移(全国)

項目		昭和60年度		61		62		63	
総人口(千人)		121,267		122,000		122,185		122,648	
計画処理区域内人口(千人)		121,085		121,868		122,083		122,592	
水洗化人口	公共下水道(千人)	35,542		37,701		39,801		42,508	
	浄化槽(千人)	32,323(819)		33,083(668)		33,536(535)		33,292(611)	
	計(千人)	67,865		70,783		73,337		75,800	
非水洗化人口(千人)		53,220		51,085		48,745		46,792	
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日)		104,612	(%) 100.0	104,531	(%) 100.0	102,831	(%) 100.0	102,767	(%) 100.0
くみ取りし尿の処理(単位/日)	計	79,269	75.8	80,480	77.0	80,776	78.6	81,963	79.8
	下水道マンホール等投入	4,967	4.7	4,738	4.5	4,249	4.1	4,260	4.1
	農村還元等	1,875	1.8	1,809	1.7	1,529	1.5	1,442	1.4
	海洋投入	10,151	9.7	10,048	9.6	9,688	9.4	9,240	9.0
	計	96,262	92.0	97,076	92.9	96,242	93.6	96,905	94.3
	自家処理量	8,350	8.0	7,455	7.1	6,589	6.4	5,862	5.7

(注) 1. くみ取りし尿総量=くみ取りし尿量+浄化槽汚でい量。  
 2. 浄化槽人口欄の( )の数字は、コミュニティ・プラント人口である。  
 3. 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。  
 4. 総人口は一部市町村の外国人人口が含まれている。  
 資料：厚生省水道環境部調べ

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 31 産業廃棄物の処理

##### [産業廃棄物の現状]

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚でい・廃油・廃酸等法令で定める19種類の廃棄物をいう。

昭和60年度の産業廃棄物の排出量は約3億1千万トンで、汚でい・家畜ふん尿・建設廃材・鉋さいの4種類で全排出量の約85%を占めている。

##### [マニフェストシステム(積荷目録制)]

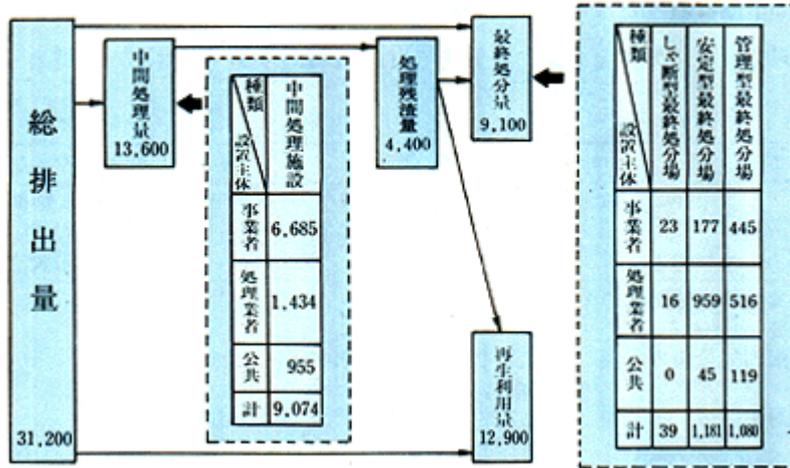
排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握し、また産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達するための手段として、マニフェストシステムが注目されている。

##### マニフェストシステムの仕組み

- 1) 排出事業者は4枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに4枚全部を収集・運搬業者に渡す。
- 2) 収集・運搬業者は、廃棄物の受領時に、マニフェストの所定欄に署名し、14枚の内1枚(A票)を排出事業者到手渡す。
- 3) 排出事業者は、収集・運搬業者から戻された1枚(A票)を保管する。
- 4) 収集・運搬業者は、残り3枚のマニフェストを、廃棄物とともに処分業者に渡す。
- 5) 処分業者は、廃棄物の受領時に、マニフェストの所定欄に署名し、3枚の内の1枚(B票)を収集・運搬業者到手渡す。
- 6) 収集・運搬業者は、処分業者から戻された1枚(B票)を保管する。
- 7) 処分業者は、廃棄物の処分が完了したときに、マニフェストの所定欄に署名し、2枚の内の1枚(C票)を自ら保管して、他の1枚(D票)は排出事業者に返送する。
- 8) 排出事業者は処分業者から戻されたマニフェスト(D票)を保管しているマニフェスト(A票)と照らし合わせて、指示通りに処分が行われたかチェックする。

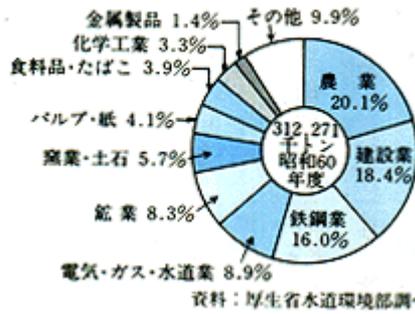
産業廃棄物の処理状況(昭和60年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和63年4月1日現在)

産業廃棄物の処理状況(昭和60年度,万t/年)と  
産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和63年4月1日現在)



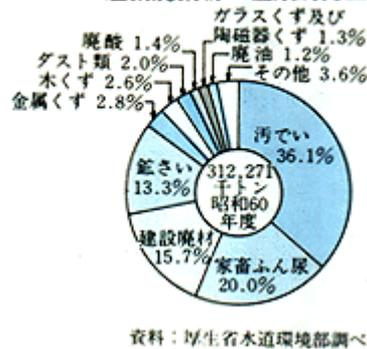
産業廃棄物の業種別発生量

産業廃棄物の業種別発生量

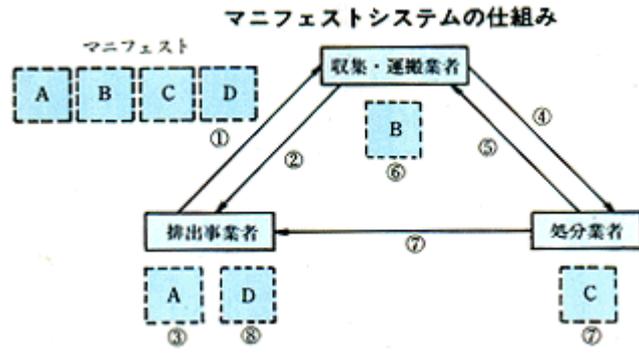


産業廃棄物の種類別発生量

産業廃棄物の種類別発生量



マニフェストシステムの仕組み



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第2編

### 第1部

#### IV 生活環境

#### 32 廃棄物の広域処理

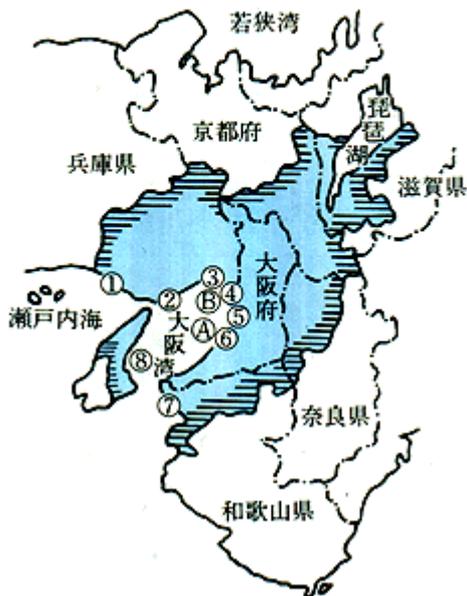
大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められている。

#### フェニックス計画

	近畿圏	首都圏(基本構想)
①事業主体	「大阪湾広域臨海環境整備センター」(昭和57年3月設立)	「東京湾広域臨海環境整備センター」 (仮称)(未設立)
②廃棄物の広域処理の概要		
●海面処分場の規模	泉大津沖203ha, 尼崎沖113ha	全体で500~600ha
●対象区域	149市町村 (次頁図の6府県)	約100市町村 (東京都, 神奈川県, 千葉県及び埼玉県のうち東京都心からおおむね40kmの範囲内の地域)
●埋立廃棄物量	泉大津沖3,000万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> , 尼崎沖1,500万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	約1億1,000万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
●廃棄物受入期間	おおむね平成元年度から約6か年	おおむね平成8年度から約10年間
●建設工事費	約1,420億円 (うち最終処分場関係570億円)	約2,800億円 (うち最終処分場関係800億円)
③現 状	平成2年1月より尼崎沖処分場において廃棄物の受入を開始した。泉大津沖処分場の建設工事を進めている。	国が昭和62年4月に作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討されている。

#### 大阪湾フェニックス計画における受人対象区域

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域  
(2府4県の149市町村)



搬入施設の位置及び規模

搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規 模	
	取扱可能廃棄量(t/日)	図面番号
加古川基地	1,700	①
神戸基地	6,700	②
尼崎基地	12,000	③
大阪基地	12,000	④
堺基地	9,900	⑤
泉大津基地	5,000	⑥
和歌山基地	2,100	⑦
津名基地	110	⑧

(注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

埋立場所名	図面番号
泉大津沖埋立処分場	④
尼崎沖埋立処分場	③

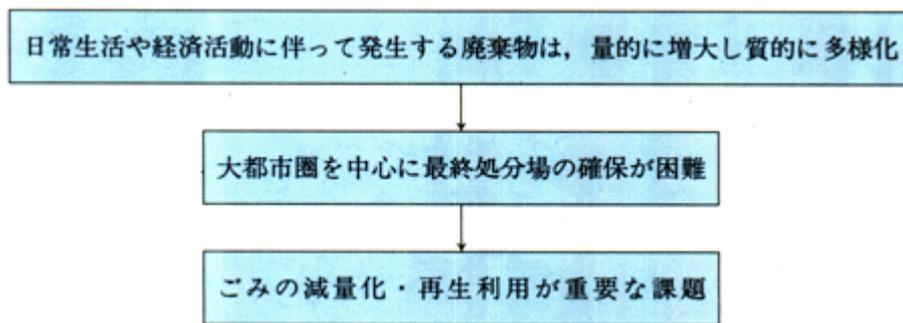
第2編

第1部

IV 生活環境

33 廃棄物の資源化・再生利用

〔資源化・再生利用指進の意義〕



- 最終処分場の延命化
- 省資源・省エネルギー
- 廃棄物処理に対する国民の理解・協力を深める

〔廃棄物再生利用総合施設整備事業〕

ごみの資源化・有効利用を一層推進するため、住民の参加・協力が得られ、また、再生等の事業にシルバー(高齢者)の人材活用を図るなど、地域の実情に応じ、以下に示す施設の整備及び事業の実施によって構成される廃棄物

再生利用総合施設整備事業を実施するものである。

1) 廃棄物資源化関連事業

- 不燃物処理・資源化施設・・・・・・・・鉄・アルミ等の金属,ガラスカレット,生ビン等の回収。
- 可燃物処理・資源化施設・・・・・・・・廃材や紙類の可燃物の固形燃料化。

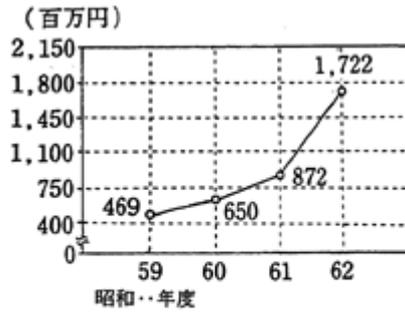
2) 不用品の補修,再生品の展示のための事業

中古品,不用品の再生,再生品の展示,流通・収納,市民自らによる補修・再生など諸事業に関するもの。

住民団体等が行う集団回収への市町村の補助

補助金合計の推移

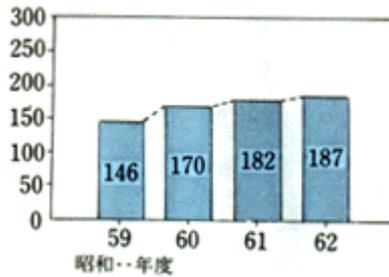
補助金合計の推移



(注) 補助金：団体に対して助成されたもののみを対象。  
資料：厚生省水道環境部調べ

補助金交付市町村・組合数の推移

補助金交付市町村・組合数の推移



資料：厚生省水道環境部調べ

廃棄物再生利用総合施設のイメージ

廃棄物再生利用総合施設のイメージ

